

的とする。

② 事業内容

- 高齢者及びその家族に対し、高齢者の食生活において必要な注意事項とその対策に関する指導を行う者（在宅栄養士、食生活改善推進員、ボランティア等）に対する研修の実施
- 高齢者及びその家族を対象とする高齢者の食生活において必要な注意事項とその対策に関する教室等の開催
- 食生活改善推進員等が高齢者宅を訪問して行う食生活改善の支援
- 高齢者の食生活上の留意点等に関する普及・啓発

③ 事業実施に当たっての留意点

- 保健・福祉・医療関係部局との連携を図り、事業の円滑な実施のための体制の整備を図るものとする。
- 関係団体および関係機関等と連携・調整を図るものとする。

（ウ）運動指導事業

① 実施方法

生活習慣病予防のための運動指導を効果的に推進する。

② 利用対象者

40歳以上の者で基本健康診査や健康度評価等の結果から、運動指導を行うことにより、生活習慣病予防の効果が期待できると認められる者

③ 事業内容

○ 初期のアセスメント

指導担当者（医師、理学療法士、保健婦（士）、管理栄養士、健康運動指導士等）が対象者の健康状態、生活習慣、運動能力などを把握する。

○ 運動プログラムの作成

指導担当者は、対象者の特性にあわせて運動プログラムを作成する。

プログラムの内容は、ストレッチング、軽体操、ウォーキング、水中運動等の具体的な運動方法、運動開始時・終了時のセルフチェック方法等とする。

○ 運動指導

運動指導にあたっては、対象者が運動プログラムに従い適切に運動を行い、かつ継続できるよう指導する。実施回数は、週1回程度、実施期間はおおむね2か月程度とする。

④ 記録の整備

対象者ごとに、指導内容、指導日付、担当者、運動の内容・強度等の記録簿を作成する。

⑤ 効果の評価

実施期間終了時に、参加状況、種々の健康評価項目、生活改善状況などを評価する。

⑥ 事業の実施場所

市町村保健センター等とする。必要に応じ、健康増進施設、老人保健施設等に委託できるものとする。

⑦ 事業実施に当たっての留意点

- 市町村は指導担当者に対して、生活習慣改善に必要な運動指導についての研修を、必要に応じて行うものとする。
- 保健・福祉・医療関係部局との連携を図り、事業の円滑な実施のための体制の整備を図るものとする。
- 関係団体および関係機関等と連携・調整を図るものとする。
- 事業が安全に行われるよう、かかりつけ医等との連携の上で実施するものとする。

(エ) 生きがい活動支援通所事業

① 実施方法

生きがい活動援助員を配置し、利用対象者の希望及び身体の状況に応じ、きめ細やかなサービスを提供する。

② 利用対象者

おおむね60歳以上のひとり暮らし高齢者等であって、家に閉じこもりがちななものとする。

③ 職員の配置

本事業を実施するために、生きがい活動援助員を常勤で1人以上配置す

るものとする。ただし、1日当たりの利用人員が常時15人以上の場合は1人、20人以上のは2人の補助職員を配置できるものとする。なお業務に支障のない範囲において職員が他の業務と兼務することは差し支えない。

④ 生きがい活動援助員の業務

生きがい活動援助員は、日常動作訓練から趣味活動等の各種事業を実施するため、事業を実施する施設の状況及び利用対象者の希望を把握し、事業を計画的に実施するものとする。

⑤ 事業実施にあたっての留意点

- a 市町村は、事業の実施について、地域住民に対して広報誌等を通じて周知を図るものとする。
- b 事業の実施は、実施施設を中心に行うものとするが、特に高齢者スポーツや園芸等を行う場合は、他の適切な場所において行うこととして差しつかえない。
- c 市町村は、実施施設、社会福祉協議会、老人クラブ等の関係機関と連携を密にするものとする。
- d 本事業を民家を改修する等により指定通所介護事業を実施する者に委託する場合については、事業に要する経費のうち、初度設備費として、5,000千円を上限に補助できるものとする。（ただし、社会福祉施設等施設整備費など公的な補助を受けた者を除く。）

（オ）生活管理指導事業

基本的生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会適応が困難な高齢者に対して、訪問又は短期間の宿泊により日常生活に対する指導、支援を行い、要介護状態への進行を予防する事業。

① 生活管理指導員派遣事業

日常生活に関する支援・指導（基本的生活習慣を習得させるための支援・指導）、家事に対する支援・指導、対人関係の構築のための支援・指導（近隣住民との関係修復等）、関係機関等との連絡調整等を行う。

② 生活管理指導短期宿泊事業

養護老人ホーム、生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の空きベッドを活用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。

（3）家族介護支援事業

ア 事業の趣旨

本事業は、高齢者（40歳以上65歳未満の者であって特定疾病に該当するものを含む。以下この事業において同じ。）を介護している家族等の様々なニーズに対応し、各種サービスを提供することにより、高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とするものである。

イ 事業主体

実施主体は、市町村とし、その責任の下に事業を実施するものとする。この場合において、市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、本事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。

ウ 運 営

市町村は、本事業の運営に当たっては、1の（1）のエの①から⑤に準じて行うこととするほか、次に留意するものとする。

- ① 市町村は、特に、保健センター及び基幹型在宅介護支援センターを有効に活用し、保健担当部局と福祉担当部局とが一体となって本事業の運営に当たるものとする。
- ② 保健事業実施要領（平成12年3月31日老発第334号）において実施している「介護家族健康教育」及び「介護家族健康相談」については、本事業の中で、一体的に実施するものとする。

エ 実施事業

（ア）家族介護教室

① 実施方法

利用対象者に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等について

ての知識・技術を習得させるための教室を開催する。

② 利用対象者

高齢者を現に介護している家族や近隣の援助者等

③ 事業実施に当たっての留意点

a. 家族介護者交流事業（元気回復事業）と一体的に実施することも可とする。

b. 利用者は、教材費等の実費を負担するものとする。

(イ) 介護用品の支給

① 実施方法

支給対象者に対して、介護用品（紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど）を支給する。

② 支給対象者

要介護4又は5に相当する在宅の高齢者であって市町村民税非課税世帯に属するものを現に介護している家族

③ 事業実施に当たっての留意点

a. 支給額は、年額1人当たり上限75,000円とする。

ただし、対象者が家族介護者交流事業（元気回復事業）のサービスを併せて受けることを希望しない場合に限り、年額1人当たりの上限を100,000円とすることができるものとする。

b. 具体的な支給方法は市町村の判断によるものであり、地域の実情に応じて紙おむつ等の引き換えのためのクーポン券で支給することも可とする。ただし、現金（いわゆる償還払い方式を含む）でおむつ代等を支給することは不可とする。

(ウ) 家族介護者交流事業（元気回復事業）

① 実施方法

利用対象者に対して、介護から一時的に解放し、宿泊・日帰り旅行、施設見学などを活用した介護者相互の交流会に参加するなど心身の元気回復（リフレッシュ）を図る。

② 利用対象者

高齢者を現に介護している家族